

中华人民共和国主席令第五十八号

《中华人民共和国出口管制法》已由中华人民共和国第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十二次会议于2020年10月17日通过，现予公布，自2020年12月1日起施行。

中华人民共和国主席 习近平
2020年10月17日

中华人民共和国出口管制法

(2020年10月17日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十二次会议通过)

目录

- 第一章 总则
- 第二章 管制政策、管制清单和管制措施
 - 第一节 一般规定
 - 第二节 两用物项出口管理
 - 第三节 军品出口管理
- 第三章 监督管理
- 第四章 法律责任
- 第五章 附则

第一章 总则

第一条 为了维护国家安全和利益，履行防扩散等国际义务，加强和规范出口管制，制定本法。

第二条 国家对两用物项、军品、核以及其他与维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务相关的货物、技术、服务等物项（以下统称管制物项）的出口管制，适用本法。

前款所称管制物项，包括物项相关的技术资料等数据。

本法所称出口管制，是指国家对从中华人民共和国境内向境外转移管制物项，以及中华人民共和国公民、法人和非法人组织向外国组织和个人提供管制物项，采取禁止或者限制性措施。

中華人民共和国主席令第五十八号

《中華人民共和国輸出管制法》は、中華人民共和国第13回全国人民代表大会常務委員会第22次会議において2020年10月17日に可決されたため、ここに公布し、2020年12月1日より施行する。

中華人民共和国主席 習近平
2020年10月17日

中華人民共和国輸出管制法

(2020年10月17日第13回全国人民代表大会常務委員会第22次会議で可決)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 管制政策・管制リストおよび管制措置
 - 第一節 一般規定
 - 第二節 両用品目の輸出管理
 - 第三節 軍用品の輸出管理
- 第三章 監督管理
- 第四章 法的責任
- 第五章 附則

第一章 総則

第一条 国家の安全および利益を保護し、拡散防止などの国際義務を履行し、輸出管制を強化および規範化するため、本法を制定する。

第二条 両用品目・軍用品・核、およびその他の国家の安全および利益の保護・拡散防止などの国際義務の履行に関わる貨物・技術・サービスなどの品目（以下、管制品目）に対する国家の輸出管制は、本法を適用する。

前項でいう管制品目は、品目に関わる技術・資料などのデータを含む。

本法でいう輸出管制とは、中華人民共和国国内から国外への管制品目の移転、並びに中華人民共和国の公民・法人および非法人組織による外国組織および個人への管制品目の提供に対して、国家が禁止あるいは制限的措置を講じることを指す。

<p>本法所称两用物项，是指既有民事用途，又有军事用途或者有助于提升军事潜力，特别是可以用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具的货物、技术和服务。</p> <p>本法所称军品，是指用于军事目的的装备、专用生产设备以及其他相关货物、技术和服务。</p> <p>本法所称核，是指核材料、核设备、反应堆用非核材料以及相关技术和服务。</p> <p>第三条 出口管制工作应当坚持总体国家安全观，维护国际和平，统筹安全和发展，完善出口管制管理和服务。</p> <p>第四条 国家实行统一的出口管制制度，通过制定管制清单、名录或者目录（以下统称管制清单）、实施出口许可等方式进行管理。</p> <p>第五条 国务院、中央军事委员会承担出口管制职能的部门（以下统称国家出口管制管理部门）按照职责分工负责出口管制工作。国务院、中央军事委员会其他有关部门按照职责分工负责出口管制有关工作。</p> <p>国家建立出口管制工作协调机制，统筹协调出口管制工作重大事项。国家出口管制管理部门和国务院有关部门应当密切配合，加强信息共享。</p> <p>国家出口管制管理部门会同有关部门建立出口管制专家咨询机制，为出口管制工作提供咨询意见。</p> <p>国家出口管制管理部门适时发布有关行业出口管制指南，引导出口经营者建立健全出口管制内部合规制度，规范经营。</p> <p>省、自治区、直辖市人民政府有关部门依照法律、行政法规的规定负责出口管制有关工作。</p> <p>第六条 国家加强出口管制国际合作，参与出口管制有关国际规则的制定。</p> <p>第七条 出口经营者可以依法成立和参加有关的商会、协会等行业自律组织。</p> <p>有关商会、协会等行业自律组织应当遵守法律、行政法规，按照章程对其成员提供与出口管制有关的服务，发挥协调和自律作用。</p>	<p>本法でいう両用品目とは、民事用途を有し、さらに軍事用途も有するあるいは軍事的潜在力の向上に資する、特に大量破壊兵器およびその運送積載手段の設計・開発・生産あるいは使用に用いる貨物・技術およびサービスを指す。</p> <p>本法でいう軍用品とは、軍事目的に用いる装備・専用生産設備およびその他の関連貨物・技術およびサービスを指す。</p> <p>本法でいう核とは、核材料・核設備・原子炉用非核材料並びに関連技術およびサービスを指す。</p> <p>第三条 輸出管制業務は、全体的な国家の安全観を堅持し、国際和平を維持し、安全および発展を統一計画し、輸出管制管理およびサービスを完備しなければならない。</p> <p>第四条 国家は、統一的な輸出管制制度を実行し、管制リスト・名簿あるいは目録（以下、管制リスト）の制定・輸出許可の実施などの方式を通じて管理する。</p> <p>第五条 国务院・中央軍事委員会の輸出管制の職能を負う部門（以下、国家輸出管制管理部門）は、職責の分担に基づき輸出管制業務の責を負う。国务院・中央軍事委員会のその他の関連部門は、職責の分担に基づき輸出管制関連業務の責を負う。</p> <p>国家は、輸出管制業務協調メカニズムを構築し、輸出管制業務協調の重大事项を統一計画する。国家輸出管制管理部門および国务院の関連部門は、緊密に協力し、情報共有を強化しなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は、関連部門と共同で輸出管制の専門家諮問メカニズムを構築し、輸出管制業務に諮問機能を提供する。</p> <p>国家輸出管制管理部門は、適時、関連業界の輸出管制ガイドを公布し、輸出経営者が輸出管制の内部コンプライアンス制度を構築・整備し、経営を規範化するよう指導する。</p> <p>省・自治区・直辖市人民政府の関連部門は、法律・行政法規の規定に基づき輸出管制関連業務の責を負う。</p> <p>第六条 国家は、輸出管制の国際協力を強化し、輸出管制に関わる国家規則の制定に参加する。</p> <p>第七条 輸出経営者は、法に基づき関連する商会・協会などの業界自律組織を設立および参加することができる。</p> <p>関連商会・業界などの業界自律組織は、法律・行政法規を遵守し、定款に基づきそのメンバーに対して輸出管制に関わるサービスを提供し、協調</p>
---	---

<p style="text-align: center;">第二章 管制政策、管制清单和管制措施</p> <p style="text-align: center;">第一节 一般规定</p> <p>第八条 国家出口管制管理部门会同有关部门制定出口管制政策，其中重大政策应当报国务院批准，或者报国务院、中央军事委员会批准。</p> <p>国家出口管制管理部门可以对管制物项出口目的国家和地区进行评估，确定风险等级，采取相应的管制措施。</p> <p>第九条 国家出口管制管理部门依据本法和有关法律、行政法规的规定，根据出口管制政策，按照规定程序会同有关部门制定、调整管制物项出口管制清单，并及时公布。</p> <p>根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门可以对出口管制清单以外的货物、技术和服务实施临时管制，并予以公告。临时管制的实施期限不超过二年。临时管制实施期限届满前应当及时进行评估，根据评估结果决定取消临时管制、延长临时管制或者将临时管制物项列入出口管制清单。</p> <p>第十条 根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门会同有关部门可以禁止相关管制物项的出口，或者禁止相关管制物项向特定目的国家和地区、特定组织和个人出口。</p> <p>第十一条 出口经营者从事管制物项出口，应当遵守本法和有关法律、行政法规的规定；依法需要取得相关管制物项出口经营资格的，应当取得相应的资格。</p> <p>第十二条 国家对管制物项的出口实行许可制度。</p> <p>出口管制清单所列管制物项或者临时管制物</p>	<p>および自律的な役割を發揮しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 管制政策・管制リストおよび管制措置</p> <p style="text-align: center;">第一節 一般規定</p> <p>第八条 国家輸出管制管理部門は、関連部門と共同で輸出管制政策を制定し、このうち重大政策は、國務院に報告して批准を受ける、あるいは國務院・中央軍事委員会に報告して批准を受けなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は、管制品目の輸出対象国家および地区に対して評価を行い、リスク等級を確定し、相応する管制措置を講じることができる。</p> <p>第九条 国家輸出管制管理部門は、本法および関連法律・行政法規の規定を依拠として、輸出管制政策に従い、規定の手順に基づき関連部門と共同で管制品目の輸出管制リストを制定・調整し、併せて適時公布する。</p> <p>国家の安全および利益の保護・拡散防止などの国家義務の履行の必要性に応じて、國務院の批准を受けて、あるいは國務院・中央軍事委員会の批准を受けて、国家輸出管制管理部門は、輸出管制リスト以外の貨物・技術およびサービスに対して臨時管制を実施し、併せて公告することができる。臨時管制の実施期限は、二年を超過しないものとする。臨時管制の実施期限の到来までに、速やかに評価を行い、評価結果に基づき臨時管制の取消・臨時管制の延長あるいは臨時管制品目の輸出管制リストへの列挙を決定しなければならない。</p> <p>第十条 国家の安全および利益の保護・拡散防止などの国家義務の履行の必要性に応じて、國務院の批准を受けて、あるいは國務院・中央軍事委員会の批准を受けて、国家輸出管制管理部門は、関連部門と共同で関連管制品目の輸出を禁止、あるいは関連管制品目の特定対象国家および地区・特定組織および個人への輸出を禁止することができる。</p> <p>第十一条 輸出經營者は、管制品目の輸出に従事する場合、本法および関連法律・行政法規の規定を遵守しなければならない；法に基づき関連管制品目の輸出經營資格を取得する必要がある場合、相応する資格を取得しなければならない。</p> <p>第十二条 国家は、管制品目の輸出に対して、許可制度を実行する。</p> <p>輸出管制リストに列挙されている管制品目あ</p>
---	---

<p>項，出口经营者应当向国家出口管制管理部门申请许可。</p> <p>出口管制清单所列管制物项以及临时管制物项之外的货物、技术和服务，出口经营者知道或者应当知道，或者得到国家出口管制管理部门通知，相关货物、技术和服务可能存在以下风险的，应当向国家出口管制管理部门申请许可：</p> <p>（一）危害国家安全和利益；</p> <p>（二）被用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具；</p> <p>（三）被用于恐怖主义目的。</p> <p>出口经营者无法确定拟出口的货物、技术和服务是否属于本法规定的管制物项，向国家出口管制管理部门提出咨询的，国家出口管制管理部门应当及时答复。</p> <p>第十三条 国家出口管制管理部门综合考虑下列因素，对出口经营者出口管制物项的申请进行审查，作出准予或者不予许可的决定：</p> <p>（一）国家安全和利益；</p> <p>（二）国际义务和对外承诺；</p> <p>（三）出口类型；</p> <p>（四）管制物项敏感程度；</p> <p>（五）出口目的国家或者地区；</p> <p>（六）最终用户和最终用途；</p> <p>（七）出口经营者的相关信用记录；</p> <p>（八）法律、行政法规规定的其他因素。</p> <p>第十四条 出口经营者建立出口管制内部合规制度，且运行情况良好的，国家出口管制管理部门可以对其出口有关管制物项给予通用许可等便利措施。具体办法由国家出口管制管理部门规定。</p>	<p>るいは臨時管制品目について、輸出経営者は、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。</p> <p>輸出管制リストに列挙されている管制品目および臨時管制品目以外の貨物・技術およびサービスについて、関連貨物・技術およびサービスに以下のリスクが存在する可能性があることを輸出経営者が知っているあるいは知っているべきである場合、あるいは国家輸出管制管理部門の通知を受領した場合、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。</p> <p>（一）国家の安全および利益に危害を加える場合；</p> <p>（二）大量破壊兵器およびその運送積載手段の設計・開発・生産あるいは使用に用いられる場合；</p> <p>（三）テロリズムの目的に用いられる場合。</p> <p>輸出経営者が輸出予定の貨物・技術およびサービスが本法の規定する管制品目であるか否かを確定することができず、国家輸出管制管理部門に照会した場合、国家輸出管制管理部門は、速やかに返答しなければならない。</p> <p>第十三条 国家輸出管制管理部門は、下記の要素を総合的に考慮し、輸出経営者の管制品目の輸出申請に対して審査を行い、許可あるいは不許可の決定を下す：</p> <p>（一）国家の安全および利益；</p> <p>（二）国際義務および対外的な誓約；</p> <p>（三）輸出類型；</p> <p>（四）管制品目のセンシティブ性；</p> <p>（五）輸出対象国家あるいは地区；</p> <p>（六）最終使用者および最終用途；</p> <p>（七）輸出経営者の関連信用記録；</p> <p>（八）法律・行政法規の規定するその他の要素。</p> <p>第十四条 輸出経営者が輸出管制の内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好な場合、国家輸出管制管理部門は、当該輸出経営者の関連管制品目の輸出に対して一般許可などの利便的措置を与える。具体的な方法は、国家輸出管制管理部門が規定する。</p>
--	---

<p>第十五条 出口经营者应当向国家出口管制管理部门提交管制物项的最终用户和最终用途证明文件，有关证明文件由最终用户或者最终用户所在国家和地区政府机构出具。</p> <p>第十六条 管制物项的最终用户应当承诺，未经国家出口管制管理部门允许，不得擅自改变相关管制物项的最终用途或者向任何第三方转让。</p> <p>出口经营者、进口商发现最终用户或者最终用途有可能改变的，应当按照规定立即报告国家出口管制管理部门。</p> <p>第十七条 国家出口管制管理部门建立管制物项最终用户和最终用途风险管理制度，对管制物项的最终用户和最终用途进行评估、核查，加强最终用户和最终用途管理。</p> <p>第十八条 国家出口管制管理部门对有下列情形之一的进口商和最终用户，建立管控名单：</p> <p>(一) 违反最终用户或者最终用途管理要求的；</p> <p>(二) 可能危害国家安全和利益的；</p> <p>(三) 将管制物项用于恐怖主义目的的。</p> <p>对列入管控名单的进口商和最终用户，国家出口管制管理部门可以采取禁止、限制有关管制物项交易，责令中止有关管制物项出口等必要的措施。</p> <p>出口经营者不得违反规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易。出口经营者在特殊情况下确需与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的，可以向国家出口管制管理部门提出申请。</p> <p>列入管控名单的进口商、最终用户经采取措施，不再有第一款规定情形的，可以向国家出口管制管理部门申请移出管控名单；国家出口管制管理部门可以根据实际情况，决定将列入管控名单的进口商、最终用户移出管控名单。</p>	<p>第十五条 輸出経営者は、国家輸出管制管理部門に管制品目の最終使用者および最終用途の証明文書を提出しなければならず、関連証明文書は、最終使用者あるいは最終使用者の所在国家および地区の政府機関が発行するものとする。</p> <p>第十六条 管制品目の最終使用者は、国家輸出管制管理部門の許可を受けずに、無断で関連管制品目の最終使用者あるいは最終用途を変更、あるいはいかなる第三者にも譲渡してはならないことを承諾しなければならない。</p> <p>輸出経営者・輸入業者は、最終使用者あるいは最終用途に変更の可能性があることを発見した場合、規定に基づき直ちに国家輸出管制管理部門に報告しなければならない。</p> <p>第十七条 国家輸出管制管理部門は、管制品目の最終使用者あるいは最終用途リスク管理制度を構築し、管制品目の最終使用者および最終用途に対して評価・検査を行い、最終使用者および最終用途の管理を強化する。</p> <p>第十八条 国家輸出管制管理部門は、下記の状況のいずれかがある輸入業者および最終使用者に対して、管理コントロールリストを設置する：</p> <p>(一) 最終使用者あるいは最終用途の管理要求に違反した場合；</p> <p>(二) 国家の安全および利益に危害を加える可能性がある場合；</p> <p>(三) 管制品目をテロリズムの目的に用いた場合。</p> <p>管理コントロールリストに列挙された輸入業者および最終使用者に対して、国家輸出管制管理部門は、関連管制品目の取引禁止・制限、関連管制品目の輸出中止命令などの必要な措置を講じることができる。</p> <p>輸出経営者は、規定に違反して管理コントロールリストに列挙された輸入業者・最終使用者と取引を行ってはならない。輸出経営者は、特殊な状況において管理コントロールリストに列挙された輸入業者・最終使用者と取引を行う必要が確かにある場合、国家輸出管制管理部門に申請を提出することができる。</p> <p>管理コントロールリストに列挙された輸入業者・最終使用者が措置を講じて、第一項の規定の状況がなくなった場合、国家輸出管制管理部門に管理コントロールリストからの削除を申請することができる；国家輸出管制管理部門は、実情に基づき、管理コントロールリストに列挙された輸</p>
---	--

第十九条 出口货物的发货人或者代理报关企业出口管制货物时，应当向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。

出口货物的发货人未向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件，海关有证据表明出口货物可能属于出口管制范围的，应当向出口货物发货人提出质疑；海关可以向国家出口管制管理部门提出组织鉴别，并根据国家出口管制管理部门作出的鉴别结论依法处置。在鉴别或者质疑期间，海关对出口货物不予放行。

第二十条 任何组织和个人不得为出口经营者从事出口管制违法行为提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务。

第二节 两用物项出口管理

第二十一条 出口经营者向国家两用物项出口管制管理部门申请出口两用物项时，应当依照法律、行政法规的规定如实提交相关材料。

第二十二条 国家两用物项出口管制管理部门受理两用物项出口申请，单独或者会同有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定对两用物项出口申请进行审查，并在法定期限内作出准予或者不予许可的决定。作出准予许可决定的，由发证机关统一颁发出口许可证。

第三节 军品出口管理

第二十三条 国家实行军品出口专营制度。从事军品出口的经营者，应当获得军品出口专营资格并在核定的经营范围内从事军品出口经营活动。

军品出口专营资格由国家军品出口管制管理部门审查批准。

入業者・最終使用者の管理コントロールリストからの削除を決定することができる。

第十九条 輸出貨物の荷送人あるいは代理通関申告企業は、管制貨物を輸出する際、国家輸出管制管理部門が交付した許可証書を税関に提出して検査を受け、併せて国家の関連規定に基づき通関申告手続きを行わなければならない。

輸出貨物の荷送人が国家輸出管制管理部門の交付する許可証書を税関に提出せずに検査を受け、税関は輸出貨物が輸出管制範囲に属する可能性があることを表明する証拠がある場合、輸出貨物の荷送人に質問しなければならない；税関は、国家輸出管制管理部門に鑑別の段取りを提議し、併せて国家輸出管制管理部門が行った鑑別の結論に基づき法に従い処置することができる。鑑別あるいは質問の期間、税関は、輸出貨物に対して通関許可を与えない。

第二十条 いかなる組織および個人も輸出経営者の輸出管制違法行為への従事のために代理・貨物運送・配達・通関申告・第三者電子商取引プラットフォームおよび金融サービスなどのサービスを提供してはならない。

第二節 両用品目の輸出管理

第二十一条 輸出経営者は、国家両用品目輸出管制管理部門に両用品目の輸出を申請する場合、法律・行政法規の規定に基づき事実通りに関連資料を提出しなければならない。

第二十二条 国家両用品目輸出管制管理部門は、両用品目の輸出申請を受理した場合、単独あるいは関連部門と共同で本法および関連法律・行政法規の規定に基づき両用品目の輸出申請に対して審査を行い、併せて法定の期限内に許可あるいは不許可との決定を下す。許可との決定を下した場合、証書発行機関が輸出許可証を統一して交付する。

第三章 軍用品の輸出管理

第二十三条 国家は、軍用品の輸出専門経営制度を実行する。軍用品の輸出に従事する経営者は、軍用品輸出専門経営資格を取得かつ認可された経営範囲内において軍用品の輸出経営活動に従事しなければならない。

軍用品輸出専門経営資格は、国家軍用品輸出管制管理部門が審査・批准する。

第二十四条 军品出口经营者应当根据管制政策和产品属性，向国家军品出口管制管理部门申请办理军品出口立项、军品出口项目、军品出口合同审查批准手续。

重大军品出口立项、重大军品出口项目、重大军品出口合同，应当经国家军品出口管制管理部门会同有关部门审查，报国务院、中央军事委员会批准。

第二十五条 军品出口经营者在出口军品前，应当向国家军品出口管制管理部门申请领取军品出口许可证。

军品出口经营者出口军品时，应当向海关交验由国家军品出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。

第二十六条 军品出口经营者应当委托经批准的军品出口运输企业办理军品出口运输及相关业务。具体办法由国家军品出口管制管理部门会同有关部门规定。

第二十七条 军品出口经营者或者科研生产单位参加国际性军品展览，应当按照程序向国家军品出口管制管理部门办理审批手续。

第三章 监督管理

第二十八条 国家出口管制管理部门依法对管制物项出口活动进行监督检查。

国家出口管制管理部门对涉嫌违反本法规定的行为进行调查，可以采取下列措施：

(一) 进入被调查者营业场所或者其他有关场所进行检查；

(二) 询问被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人，要求其与被调查事件有关的事项作出说明；

(三) 查阅、复制被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人的有关单证、协议、会计账簿、业务函电等文件、资料；

第二十四条 軍用品輸出経営者は、管制政策および製品の属性に基づき、国家軍用品輸出管制管理部門に軍用品輸出計画・軍用品輸出プロジェクト・軍用品輸出契約の審査批准手続きを申請しなければならない。

重大軍用品輸出計画・重大軍用品輸出プロジェクト・重大軍用品輸出契約は、国家軍用品輸出管制管理部門と関連部門の共同の審査を経て、国务院・中央軍事委員会に報告して批准を受けなければならない。

第二十五条 軍用品輸出経営者は、軍用品の輸出前に、国家軍用品輸出管制管理部門に軍用品輸出許可証の取得を申請しなければならない。

軍用品輸出経営者は、軍用品を輸出する際、国家軍用品輸出管制管理部門が交付した許可証書を税関に提出して検査を受け、併せて国家の関連規定に基づき通関申告手続きを行わなければならない。

第二十六条 軍用品輸出経営者は、批准を受けた軍用品輸出運輸企業に軍用品の輸出運輸および関連業務の実施を委託しなければならない。具体的な方法は、国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門と共同で規定する。

第二十七条 軍用品輸出経営者あるいは科学研究生産單位が国際的な軍用品の展示に参加する場合、手順に基づき国家軍用品輸出管制管理部門への審査批准手続きを行わなければならない。

第三章 监督管理

第二十八条 国家輸出管制管理部門は、法に基づき管制品目の輸出活動に対して監督検査を行う。

国家輸出管制管理部門は、本法の規定違反の嫌疑がかかる行為に対して調査を行い、下記の措置を講じることができる：

(一) 被調査者の営業場所への立ち入りあるいはその他の関連場所の検査；

(二) 被調査者・利害関係者およびその他の関連組織あるいは個人への質問、調査事件に関わる事項に対する説明の要求；

(三) 被調査者・利害関係者およびその他の関連組織あるいは個人の関連書類・協議・会計帳簿・業務上の書簡/電報などの文書・資料の査閲あるいは複製；

<p>(四) 检查用于出口的运输工具，制止装载可疑的出口物项，责令运回非法出口的物项；</p> <p>(五) 查封、扣押相关涉案物项；</p> <p>(六) 查询被调查者的银行账户。</p> <p>采取前款第五项、第六项措施，应当经国家出口管制管理部门负责人书面批准。</p> <p>第二十九条 国家出口管制管理部门依法履行职责，国务院有关部门、地方人民政府及其有关部门应当予以协助。</p> <p>国家出口管制管理部门单独或者会同有关部门依法开展监督检查和调查工作，有关组织和个人应当予以配合，不得拒绝、阻碍。</p> <p>有关国家机关及其工作人员对调查中知悉的国家秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息依法负有保密义务。</p> <p>第三十条 为加强管制物项出口管理，防范管制物项出口违法风险，国家出口管制管理部门可以采取监管谈话、出具警示函等措施。</p> <p>第三十一条 对涉嫌违反本法规定的行为，任何组织和个人有权向国家出口管制管理部门举报，国家出口管制管理部门接到举报后应当依法及时处理，并为举报人保密。</p> <p>第三十二条 国家出口管制管理部门根据缔结或者参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家或者地区、国际组织等开展出口管制合作与交流。</p> <p>中华人民共和国境内的组织和个人向境外提供出口管制相关信息，应当依法进行；可能危害国家安全和利益的，不得提供。</p> <p style="text-align: center;">第四章 法律责任</p> <p>第三十三条 出口经营者未取得相关管制物</p>	<p>(四) 輸出に用いる運輸手段の検査、疑わしい輸出品目の積載の制止、違法に輸出した品目の返送命令；</p> <p>(五) 当該案件の関連品目の封印・差押；</p> <p>(六) 被調査者の銀行口座の照会。</p> <p>前項第五号・第六号の措置を講じる場合、国家輸出管制管理部门の責任者の書面による批准を受けなければならない。</p> <p>第二十九条 国家輸出管制管理部门は、法に基づき職責を履行し、国务院の関連部門・地方人民政府およびその関連部門は、協力しなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部门は、単独あるいは関連部門と共同で法に基づき監督検査および調査業務を行い、関連組織および個人は、協力しなければならない。拒絶・妨害してはならない。</p> <p>関連国家机关およびその職員が調査中に知り得た国家機密・商業機密・個人のプライバシーおよび個人情報、法に基づき秘密保持の義務を負う。</p> <p>第三十条 管制品目の輸出管理を強化し、管制品目の輸出に係る違法リスクを防止するため、国家輸出管制管理部门は、監督管理上の話し合い・警告状の発行などの措置を講じることができる。</p> <p>第三十一条 本法の規定違反の嫌疑がかかる行為に対して、いかなる組織および個人も国家輸出管制管理部门に通報する権利を有し、国家輸出管制管理部门は、通報の受領後に法に基づき速やかに処理し、併せて通報者のために秘密を保持しなければならない。</p> <p>第三十二条 国家輸出管制管理部门は、締結あるいは参加している国際条約に基づき、あるいは平等互惠の原則に基づき、その他の国家あるいは地区・国際組織などと輸出管制の連携および交流を行う。</p> <p>中華人民共和国国内の組織および個人は、国外に輸出管制関連情報を提供する場合、法に基づき行わなければならない；国家の安全および利益に危害を加える可能性がある場合、提供してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第四章 法的責任</p> <p>第三十三条 輸出經營者が関連管制品目の輸</p>
---	--

项的出口经营资格从事有关管制物项出口的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款。

第三十四条 出口经营者有下列行为之一的，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格：

(一) 未经许可擅自出口管制物项；

(二) 超出出口许可证件规定的许可范围出口管制物项；

(三) 出口禁止出口的管制物项。

第三十五条 以欺骗、贿赂等不正当手段获取管制物项出口许可证件，或者非法转让管制物项出口许可证件的，撤销许可，收缴出口许可证，没收违法所得，违法经营额二十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足二十万元的，并处二十万元以上二百万元以下罚款。

伪造、变造、买卖管制物项出口许可证件的，没收违法所得，违法经营额五万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，并处五万元以上五十万元以下罚款。

第三十六条 明知出口经营者从事出口管制违法行为仍为其提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额十万元以上的，并处违法经营额三倍以上五倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足十万元的，并处十万元以上五十万元以下罚款。

出経営資格を取得せずに関連管制品目の輸出に従事した場合、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が 50 万円以上の場合、併せて違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 50 万円に達していない場合、併せて 50 万円以上 500 万円以下の罰金を科す。

第三十四条 輸出经营者に下記の行為のいずれかがある場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が 50 万円以上の場合、併せて違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 50 万円に達していない場合、併せて 50 万円以上 500 万円以下の罰金を科す；状況が重大な場合、業務の停止・整理を命じ、さらには関連管制品目の輸出経営資格を取り消す。

(一) 許可を受けずに管制品目を輸出した場合；

(二) 輸出許可証書の規定する許可範囲を超過して管制品目を輸出した場合；

(三) 輸出を禁止する管制品目を輸出した場合。

第三十五条 欺瞞・賄賂などの不当な手段により管制品目の輸出許可証書を取得、あるいは管制品目の輸出許可証書を違法に譲渡した場合、許可を取り消し、輸出許可証を没収し、違法所得を没収し、違法経営額が 20 万円以上の場合、併せて違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 20 万円に達していない場合、併せて 20 万円以上 200 万円以下の罰金を科す。

管制品目の輸出許可証書を偽造・変造・売買した場合、違法所得を没収し、違法経営額が 5 万円以上の場合、併せて違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 5 万円に達していない場合、併せて 5 万円以上 50 万円以下の罰金を科す。

第三十六条 輸出经营者の輸出管制違法行為への従事を知りながらも当該輸出经营者に代理・貨物運送・配達・通関申告・第三者電子商取引プラットフォームおよび金融サービスなどのサービスを提供した場合、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が 10 万円以上の場合、併せて違法経営額の 3 倍以上 5 倍以下の罰金を科す；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 10 万円に達していない場合、併せて 10 万円以上 50 万円以下の罰金を科す。

第三十七条 出口经营者违反本法规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额十倍以上二十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格。

第三十八条 出口经营者拒绝、阻碍监督检查的，给予警告，并处十万元以上三十万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格。

第三十九条 违反本法规定受到处罚的出口经营者，自处罚决定生效之日起，国家出口管制管理部门可以在五年内不受理其提出的出口许可申请；对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，可以禁止其在五年内从事有关出口经营活动，因出口管制违法行为受到刑事处罚的，终身不得从事有关出口经营活动。

国家出口管制管理部门依法将出口经营者违反本法的情况纳入信用记录。

第四十条 本法规定的出口管制违法行为，由国家出口管制管理部门进行处罚；法律、行政法规规定由海关处罚的，由其依照本法进行处罚。

第四十一条 有关组织或者个人对国家出口管制管理部门的不予许可决定不服的，可以依法申请行政复议。行政复议决定为最终裁决。

第四十二条 从事出口管制管理的国家工作人员玩忽职守、徇私舞弊、滥用职权的，依法给予处分。

第四十三条 违反本法有关出口管制管理规定，危害国家安全和利益的，除依照本法规定处罚外，还应当依照有关法律、行政法规的规定进行处理和处罚。

违反本法规定，出口国家禁止出口的管制物项或者未经许可出口管制物项的，依法追究刑事责任

第三十七条 輸出经营者が本法の規定違反により管理コントロールリストに列挙された輸入業者・最終使用者と取引を行った場合、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が 50 万元以上の場合、併せて違法経営額の 10 倍以上 20 倍以下の罰金を科す；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 50 万元に達していない場合、併せて 50 万元以上 500 万元以下の罰金を科す；状況が重大な場合、業務の停止・整理を命じ、さらには関連管制品目の輸出経営資格を取り消す。

第三十八条 輸出经营者が監督検査を拒絶・妨害した場合、警告を与え、併せて 10 万元以上 30 万元以下の罰金を科す；状況が重大な場合、業務の停止・整理を命じ、さらには関連管制品目の輸出経営資格を取り消す。

第三十九条 本法の規定違反により処罰を受けた輸出经营者に対して、処罰決定の発効日より、国家輸出管制管理部门は、5 年以内は当該輸出经营者が提出する輸出許可申請を受理しないことができる；直接の責を負う主管職員およびその他の直接責任者に対して、5 年以内の関連輸出経営活動への従事を禁止することができ、輸出管制違法行為により刑事処罰を受けた場合、関連輸出経営活動に終身従事してはならない。

国家輸出管制管理部门は、法に基づき輸出经营者の本法の違反状況を信用記録に組み入れる。

第四十条 本法の規定する輸出管制違法行為は、国家輸出管制管理部门が処罰する；法律・行政法規が税関による処罰を規定している場合、税関が本法に基づき処罰する。

第四十一条 関連組織あるいは個人が国家輸出管制管理部门の不許可の決定に対して不服がある場合、法に基づき行政再審議を申請することができる。行政再審議の決定は、最終裁決とする。

第四十二条 輸出管制管理に従事する国家の職員の職務怠慢・私情による不正・職権濫用は、法に基づき処分する。

第四十三条 本法の関連輸出管制管理規定に違反し、国家の安全および利益に危害を加えた場合、本法の規定に基づき処罰するほか、さらに関連法律・行政法規の規定に基づき処理および処罰しなければならない。

本法の規定に違反して、国家が輸出を禁止している管制品目を輸出あるいは許可を受けずに管

<p>任。</p> <p>第四十四条 中华人民共和国境外的组织和個人，违反本法有关出口管制管理規定，危害中华人民共和国国家安全和利益，妨碍履行防扩散等国际义务的，依法处理并追究其法律责任。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附則</p> <p>第四十五条 管制物項の过境、转运、通運、再出口或者从保稅区、出口加工区等海关特殊監管区域和出口監管倉庫、保稅物流中心等保稅監管場所向境外出口，依照本法的有关規定執行。</p> <p>第四十六条 核以及其他管制物項の出口，本法未作規定的，依照有关法律、行政法規的規定執行。</p> <p>第四十七条 用于武装力量海外运用、对外军事交流、军事援助等的軍品出口，依照有关法律法規的規定執行。</p> <p>第四十八条 任何国家或者地区濫用出口管制措施危害中华人民共和国国家安全和利益的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。</p> <p>第四十九条 本法自2020年12月1日起施行。</p>	<p>制品目を輸出した場合、法に基づき刑事責任を追究する。</p> <p>第四十四条 中華人民共和国国外の組織および個人が本法の関連輸出管制管理規定に違反して、中華人民共和国の国家の安全および利益に危害を加え、拡散防止などの国際義務の履行を妨害した場合、法に基づき処理かつその法的責任を追究する。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附則</p> <p>第四十五条 管制品目の国境通過・中継輸送・連絡輸送・再輸出あるいは保稅区・輸出加工区などの税関特殊監督管理区域および輸出監督管理倉庫・保稅物流センターなどの保稅監督管理場所から国外への輸出は、本法の関連規定に基づき執行する。</p> <p>第四十六条 核およびその他の管制品目の輸出について、本法が規定していない場合、関連法律・行政法規の規定に基づき執行する。</p> <p>第四十七条 軍隊およびその他の武装組織による国外利用・対外軍事交流・軍事支援などに用いる軍用品の輸出は、関連法律・法規の規定に基づき執行する。</p> <p>第四十八条 いかなる国家あるいは地区も輸出管制措置を濫用して中華人民共和国の国家および利益に危害を加えた場合、中華人民共和国は、実情に基づき当該国家あるいは地区に対して対等の措置を講じる。</p> <p>第四十九条 本法は、2020年12月1日より施行する。</p>
--	---